

堆肥置き場のある公園の愛護会の皆様へ（お願い）

日ごろより、公園愛護会活動に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 23 年 7 月 25 日以降これまでの間に、農林水産省及び神奈川県から、放射性セシウムを含む堆肥等に関する通知がありました。これらの通知は、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保することを目的に、農業関係者を中心とする関係事業者に対し、堆肥等について放射性セシウムの許容値とその検査方法を定め、許容値を超える堆肥等を生産・流通・使用しないよう周知したものです。

これを受け、公園にある堆肥置き場の堆肥の取扱について、県を通じ国に対し見解を求めたところ、「公園内で作られた堆肥をその公園内の花壇や植込みなどに還元使用するのであれば、今回の通知の対象にはあたらない。公園外で使用するのであれば生産や使用を自粛願いたい」との回答を得ました。

そこで、これらの主旨を踏まえ、公園の堆肥置き場に関し、当面の間は念のため、次のとおり取扱いいただきたくお願い申し上げます。

現在、公園内の堆肥置き場で既に作られている堆肥及び今後新たに作る堆肥につきましては、その公園内の花壇や植込み等で使用することとし、公園外では、国の見解に従って、使用を自粛してください。

今後、国・県の動向や状況の推移を注視しながら、皆様へ情報をお伝えしてまいります。

問合せ先：

横浜市環境創造局公園緑地維持課活動推進担当

電話 045-671-2650 佐々木 龍

FAX 045-633-9171

※上記の通知については、国・県のホームページをご覧ください。